

福岡県安全・安心まちづくり総合戦略（骨子）案

第 1	本県における犯罪の現状と課題
-----	----------------

1 本県における犯罪の現状と要因

(1) 犯罪の現状

ア 犯罪発生状況

刑法犯認知件数は平成になって加速度的に増加し、平成14年には過去最高に達する。一方、検挙率は平成12年から14年の間10%台まで落ち込むといった危機的状況に陥った。その後、刑法犯認知件数が減少するなど、治安回復の兆しはあるが、依然として厳しい。

少年犯罪は、非行者率(少年人口千人あたりに占める刑法犯少年の割合)や再犯率が極めて高い。

県内の暴力団は、他に類をみないほどの凶悪性と凶暴性を有しており、県民の治安に対する不安の大きな要因となっている。

イ 治安や地域防犯活動等に対する県民の意識

平成18年6月に実施した県政モニターアンケート調査の結果から、県民意識は、全体として治安に対し不安を感じているものの、自らが地域の安全のために何らかの行動を起こすといった参画意識が希薄である。

こうした現状は、地域の防犯活動や犯罪情報が県民に十分提供されず、浸透していないことも一因と考える。

(2) 犯罪多発の要因

犯罪の発生には様々な要因、背景があり、正確に分析することは難しいが、犯罪多発の要因として

- 学校、家庭、地域社会の犯罪抑止力の低下
- 規範意識の希薄化と自己中心主義的な考え方のまん延
- 人・情報・交通の広域化、スピード化
- 犯罪の多様化
- 都市空間における犯罪誘発要因の増加（24時間社会、都市化の進展、遊戯・娯楽施設の増加）

などが考えられる。

2 今後の取り組むべき課題

犯罪のない安全で安心な福岡県を構築する上において、次に掲げる5つの取り組むべき課題が考えられる。

① 犯罪から自分を守る

「安全神話」が崩壊しつつある中、自分自身の安全は自分で守るという意識やその対処法が未熟である。

② 地域の防犯活動を推進する

地域の繋がりが希薄となり、地域社会が本来持っていた犯罪抑止機能が弱体化し、犯罪や少年非行の増加を招いている。

③ 犯罪に強いまちをつくる

経済発展に伴って県内においても近代的な街が形成されてきたが、街の構造や施設が防犯機能への配慮に乏しく、犯罪者に犯行の機会を与える結果となっている。

④ 犯罪に厳正に対処する

犯罪件数は増加傾向に歯止めがかかったものの、犯罪の悪質化、複雑化に伴い捜査活動が年々困難になりつつある。

⑤ 県民運動の推進体制を整備する

地域における防犯活動が、官民一体となった県民運動として展開されるための推進体制と根拠が整備されていない。

第2 安全・安心まちづくり総合戦略の方向性

1 基本目標

犯罪のない安全で安心して暮らせる福岡県を目指す

(基本方針) 県民・事業者・市町村・県が一体となった県民運動の展開

2 基本戦略

目標を達成するために、特に重点的に取り組むべき5つの基本戦略を以下のとおり設定した。

(1) 犯罪から自分を守る

【柱の考え方】

自分の身は自分で守るという防犯意識と犯罪への対処法や犯罪に遭わないための啓発を図る。

《施策の展開》

○ 住民の防犯意識の向上

誰もが犯罪に遭遇する危険性があることを喚起させ、一人ひとりが犯罪リスクに十分対応できる取組を進める必要がある。

— 具体的事業例 —

- ・ 「安全・安心まちづくり県民大会（仮称）」の開催
- ・ 安全・安心まちづくり推進キャンペーン(仮称)の実施

○ 犯罪情報の提供

犯罪発生の際の罪種や態様、発生場所など被害防止のための安全情報を積極的に提供する必要がある。

— 具体的事業例 —

- ・ 地域防犯活動を支援するための情報の提供
- ・ 「ふっけい安心メール」による地域安全情報の提供
- ・ GIS(地図情報)を活用した犯罪発生情報の提供
- ・ 交番ミニ広報誌、交番速報による地域安全情報の発信

○ 防犯の制度や機材の活用

自らが犯罪を予防するための制度や機材についての情報提供と普及促進に努める必要がある。

— 具体的事業例 —

- ・ 自転車、オートバイの防犯登録制度の普及促進
- ・ 防犯ブザーやひったくり防止ネット等防犯グッズの普及・促進
- ・ 自主防犯対策を補完する民間警備業の活用

○ 企業等の防犯対策

企業や事業者は、新たな犯罪手口や同一業種間での犯罪情報を共有しつつ、警察との連携のもと弾力的な犯罪対策を進めていく必要がある。

— 具体的事業例 —

- ・ 企業における定期的な自主防犯訓練の実施
- ・ 古物営業、インターネットカフェ等における身分確認措置の徹底
- ・ 万引き防止のための販売証明シールの普及
- ・ 公共工事からの暴力団排除
- ・ 企業における防犯管理責任者の設置(仮称：防犯管理者制度)

(2) 地域の防犯活動を推進する

【柱の考え方】

地域の安全は地域で守るため、地域住民や事業者が一体(コミュニティ)となって犯罪の防止に取り組んでいく。このような活動は、非行防止の面でも効果があり、子どもを健全に育む環境を醸成する。

《施策の展開》

○ 地域防犯活動の推進

安全で安心して暮らせるための地域コミュニティ活動など、地域全体で犯罪を防ぐ取組が必要である。

— 具体的事業例 —

- ・ 地域住民による防犯パトロール等の自主防犯活動の推進
- ・ 青色回転灯パトロール車等の効果的活用
- ・ 防犯活動団体への立ち上げ支援
- ・ 地域安全安心ステーションモデル事業の展開

○ 地域防犯を担う人材育成

地域防犯活動の核となるリーダーを育成し、その者を中心としたコミュニティの広がりや活動の定着化が進められることが必要である。

— 具体的事業例 —

- ・ 防犯リーダーの養成
- ・ 防犯アドバイザーの登録・活用
- ・ 市町村の防犯担当セクションの強化
- ・ 企業等の防犯ボランティア活動への参加促進

○ 子どもの安全対策

保護者や地域住民、学校等の連携のもと、子どもの安全確保のための取組をより一層進めていくことが必要である。

具体的事業例

- ・ 学校、PTA、地域住民等による子どもの登下校の見守り活動の推進
- ・ 学校安全体制の整備(スクールガードリーダー制度等)
- ・ こども110番の家、店、車の普及促進
- ・ 地域安全マップの作成・配付
- ・ 学校での防犯訓練、防犯教室の定期的な実施

○ 規範意識の醸成

いのちの大切さや社会のルールを守らせるといった規範意識の醸成は、犯罪防止のための根幹であり、家庭、学校、地域等による総合的かつ地道な取組が必要である。

具体的事業例

- ・ 子どもにボランティア活動等様々な社会参加の機会の設定
- ・ 登下校の子どもへの挨拶・声掛け運動の実施
- ・ 学校における薬物乱用防止教室や暴走族加入阻止教室等の開催
- ・ 発達に応じた非行防止学習の実施
- ・ 非行防止啓発資料の作成・配付
- ・ 保護者の啓発など家庭教育の支援
- ・ 心に悩みを持つ生徒に対する教育相談体制の充実
- ・ 発達段階に応じた非行防止学習の実施

(3) 犯罪に強いまちをつくる

【柱の考え方】

防犯性に優れた都市環境や犯罪等が起こりにくい美しい地域環境を創造する。

《施策の展開》

○ 防犯環境指針の策定及び普及

犯罪の防止に配慮した道路、公園、駐車場、住宅等の普及に努める必要がある。

具体的事業例

- ・ 住宅・道路・公園・駐車(輪)場の防犯指針の策定と普及
- ・ 防犯性に配慮した都市整備計画に基づくまちづくりの推進
- ・ 防犯優良マンション認定制度の創設
- ・ 防犯カメラ運用ガイドラインの策定と普及

○ 防犯環境の整備推進

暗くて危険な箇所の改善や空き家、空き地の管理徹底、また防犯カメラの普及など、防犯の視点に立った環境の整備が必要である。

— 具体的事業例 —

- ・ 空家、空地の管理徹底
- ・ 防犯モデル地区を設定し、ハード・ソフト両面からの取組
- ・ 防犯環境設計普及啓発
- ・ 住宅防犯診断

○ 環境美化の推進

犯罪等が起こりにくい美しい地域環境を創造する必要がある。

— 具体的事業例 —

- ・ 街ぐるみの環境浄化活動(落書き除去、違法ビラの撤去)の展開
- ・ 落書きや違法公告のしにくい美しい街並みの形成
- ・ 街路灯や防犯灯の整備による街の明るさの確保

(4) 犯罪に厳正に対処する

【柱の考え方】

警察や関係機関による犯罪防止策を強力に進めていく。

《施策の展開》

○ 取締りの強化

警察・関係機関による取り締まりを強化する必要がある。

— 具体的事業例 —

- ・ 警察官等の増員
- ・ 街頭犯罪等身近な犯罪抑止総合対策の推進
- ・ シンナー等薬物乱用防止対策
- ・ 暴力団等組織犯罪対策の推進
- ・ 犯罪発生の実態分析と未然防止等に関する調査研究
- ・ 少年犯罪対策の推進
- ・ 繁華街・歓楽街を再生するための総合対策の推進

○ 相談機能の充実

犯罪発生 of 未然防止と犯罪被害者の救済のため、各種相談窓口の充実など相談体制の強化を図る必要がある。

— 具体的事業例 —

- ・ 児童相談所、教育事務所、少年サポートセンター等を中心とした少年非行問題や児童虐待への相談機能の強化
- ・ 民事暴力、行方不明者にかかる各種相談室の開設
- ・ 交番相談員制度の充実・強化
- ・ 関係機関によるDV・性犯罪等にかかる女性の犯罪被害者支援の充実・強化
- ・ 犯罪被害者支援ボランティアの活動支援

○ 被害の通報

犯罪に負けない強い意志と犯罪を許さない強い正義感を県民一人ひとりが堅持する必要がある。

具体的事業例

- ・ 暴力団等から犯罪被害や不当要求を受けた場合の通報義務

(5) 県民運動の推進体制を整備する

【柱の考え方】

「安全・安心まちづくり」県民運動を推進するための施策を効率的かつ総合的に実施し、県民のすみずみまで浸透させていく必要がある。このため、関係機関や団体等の連携・協調を基本とした推進組織とこれら運動を支える根拠法規を整備する。

《施策の展開》

○ 「安全・安心まちづくり県民会議」の設置

県民と行政一体となった防犯活動を展開するための県レベルの推進組織を設置する必要がある。

《構成員》県、学識経験者、事業者団体、地域の防犯関係団体、各安全・安心まちづくり推進協議会等

○ 「安全・安心まちづくり推進協議会」の設置

地域における防犯活動を推進するための組織を設置する必要がある。

(既存の組織をできる限り活用)

《構成員》市町村、事業者、団体、地域防犯ボランティア、教育委員会、消防、PTA等

○ 「安全・安心まちづくり条例」の制定

◇ 条例制定の必要性

「安全・安心まちづくり」を官民一体となって推進するためには、それぞれの責務やまちづくりの基本となる事項などを盛り込んだ制度が必要であり、条例の制定等を検討すべきである。

◇ 条例に盛り込むべき事項

- ・ 県、県民、事業者の責務
- ・ 市町村との連携
- ・ 県民の自主防犯活動に対する支援や情報の提供
- ・ 行政と県民による安全・安心まちづくりの推進体制の整備
- ・ 学校や通学路等における児童等の安全確保
- ・ こどもの規範意識の醸成
- ・ 犯罪の防止に配慮した住宅、道路、公園、駐車場等の普及等
- ・ 盗難の防止等に配慮した自動(転)車等の普及
- ・ 暴力団排除活動の推進